

平成 27 年 6 月 14 日

一般社団法人
日本マイクロ・ナノバブル学会

理 事 殿

一般社団法人
日本マイクロ・ナノバブル学会
代表理事 大平 猛

提 案 書

定款第 32 条および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）第 96 条の規定に基づき、理事会の決議の目的事項について、下記のとおり提案いたします。

つきましては、提案事項につき、ご検討のほどよろしくお願いたします。

また、ご同意いただける場合は、別紙 1. の「同意書」に署名、捺印の上、平成 27 年 6 月 20 日までに提出いただきたく存じます。

記

提案事項 業務執行役員会の設置

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事 大平 猛

業務執行役員会の構成メンバー 代表理事 大平 猛 （医学部会長兼務）

理事 玉置 雅彦（農学部会長）

理事 白井 泰雪（工学部会長）

事務局長 大森 満 （書記）

業務執行役員会は代表理事および理事職の三部会長（医学部会・農学部会・工学部会）で構成する。役員の改選、辞任、解任により異動があった場合は、新代表理事、新理事医学部会長、新理事農学部会長、新理事工学部会長により再編成する。尚、部会長が理事以外の者の場合は、該当する分野の理事の中から選定する。

業務執行役員会の主たる目的

当会の役員（理事）の全員が非常勤であり、非業務執行役員で構成されているため、学会の実務運営を迅速に進めること。および、代表理事の職務執行権限について三部会長合議の上で業務執行を行うことを目的とする。また、定款に定める社員総会に付議する議案および関連する各法令に基づく事項、理事会で審議、決議する重要事案について、検討、提案するものとする。

尚、検討事案により監事、理事、評議員、社員及び外部の有識者を指名し、出席を要請する場合がある。

議事録の作成および理事会への報告義務

業務執行役員会で決議された事項、議事内容等については事務局長が議事録を作成し、業務執行役員会メンバーの連署で遅滞なく理事会に報告する。

以 上